

分担金・拠出金の名称		国際移住機関(IOM)分担金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	597,973千円	総合評価
拠出先の国際機関等の 名称		国際移住機関(IOM)	分担金			B
国際機関等の概要及び 成果目標		(1)当該機関の設立経緯等・目的 ・1951年に「暫定欧州移民移動政府間委員会」として設立。第二次世界大戦により避難民となった1,100万人を支援。1989年に国際移住機関(IOM)となる。2016年に国連の機関となった。世界的な人の移動(移住)を専門に扱う唯一の国連機関となる。 ・「正規のルートを通して、人としての権利と尊厳を保証する形で行われる人の移動は、移民と社会の双方に利益をもたらす」という基本理念に基づき活動を実施。 ・今日、有史以来最も多い10億人(世界の7人に1人)が移民と推計されている中、避難民支援、出入国・国境管理の強化、海外在住専門家の帰国支援等を行っている。 (2)拠出に当たっての成果目標 ・様々な形態での「人の移動」に係る支援(緊急事態におけるIOMによる移送者数)				
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当該 機関 等の 活動 ・ 組 織 に つ い て	1 当該機関等の 専門分野にお ける活動の成果・ 影響力	・欧州難民・移民問題、インド洋漂流者問題に代表される世界各地で発生する移民問題に際して、国際社会に支援の必要性を訴えつつ、脆弱な環境下の移民に対し機動的かつ迅速な支援を行う移民支援分野で主導的役割を果たすことにより、移民ひとりひとりの命と尊厳を守るとともに世界・地域の一層の不安定化を防いでいる。 ・3年ごとに見直しが行われる「IOM戦略」に基づき、2016年は自発的な移住の支援が98,403人、移民の乗り継ぎ支援163,495人、再定住支援204,900人、移民の人材育成71,325人、人身取引の被害者支援が8,646人を対象に行われた。 ・2015年に、IOMの活動原則及び目標として策定された「移住ガバナンス・フレームワーク(MiGoF)」が、IOM加盟国(166か国)の移住及び移民に関する政策立案の指針としても活用されている。 ・「バリ・プロセス」(密入国・人身取引及び国境を越える犯罪に関する地域閣僚会議フォローアップ・プロセス)、「コロンボ・プロセス」(アジア地域における海外雇用と契約労働者の管理に関する地域協議プロセス)など、移住に関する地域の14の協議プロセスに関わり、政府間協議の準備や運営、ホームページの運営等のロジスティックスを担当している。 ・安倍総理大臣が出席した、2016年の「難民及び移民に関する国連サミット」(難民移民等の「大規模な人の移動」を包括的に扱う初のサミット)で採択された「難民および移民のためのニューヨーク宣言」に基づき、2018年の採択を目指す「移民グローバル・コンパクト」策定プロセスの議論において、IOMは国連事務局とともに、政策に関わる専門的知見や様々な資料や分析・統計などを提供している。 ・取組の成果については、年次報告書の形で加盟国に配布するほか、本部や各地域・国事務所のホームページやSNS、出版物(2016年には1,420件)等で広く一般に向け発信しアピールしている。IOM事務局長訪日の際には、メディアとのインタビューを設定し、IOM事業の啓発活動・広報に努めている。 ・また、日本の支援を受けた案件の成果を積極的に発信(物資・機材へのロゴステッカーの貼付、建造物への紹介用看板の設置、事業開始時のセレモニーの実施、事業関連配布資料へのロゴの掲載、事業実施国での報道の促進等)し、ビジビリティの確保に貢献した。 ・持続可能な開発目標(SDGs)の目標10.7(計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。)の達成に貢献するため、Economist Intelligence Unit(英雑誌エコノミストの調査部門)と協力し、移住ガバナンスインデックス(Migration Governance Index(MGI)、各国の移民ガバナンスの政策や制度を評価するための指標)を開発。また、SDGsの目標17.8.に関し、調査会社ギャラップ社と協力し、移民についてのグローバルなデータシステムの開発に取り組み、こうした指標やデータを、SDGsの達成に向け、各国に提供する等の貢献を行っている。 ・上述の「移民グローバル・コンパクト」策定に向け、関連報告書・情報の提供、ジュネーブほか各地で実施される非公式の分野別協議を専門的知見から支援している。 ・難民、避難民などを含む移民支援活動においては、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)とも連携して活動を実施している。 ・既存の国際機関が各専門性を活かして対応するクラスター制度において、他の人道支援機関と協力・調整を行いながら支援活動を行っている。 ・他の国連機関とは、国連開発計画(UNDP)との覚書(2011年5月)、国連人間居住計画(UN-Habitat)との覚書(2012年4月)、国連児童基金(UNICEF)との覚書(2005年9月)の作成、それらの覚書に基づく連携を行っている。 ・移民を巡る課題への国際社会の対応におけるIOMの役割強化のため、日本はIOM加盟国として、IOMの国連との関係強化を支持した。(IOM総会承認(2016年6月30日)、国連総会決議承認(2016年7月25日))。 ・日本は、「移住と開発に関するグローバル・フォーラム(GFMD)」への参加を通じ(第9回会合(2016年12月 於:バングラデシュ)等)、IOMが主導する移住・開発分野における国際的な議論においてIOMをサポートした。				

	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	・会計報告については、IOMの会計規則に則り、毎年外部監査(2015年インド政府会計検査局、2016年はガーナ政府会計検査局等)が行われている。外部監査は、本部の会計報告の監査のみならず、各国のIOM事務所に對しても行われる。外部監査報告の概要は、本部の会計報告書内に掲載され、加盟国に對し公開されている。 ・2008年の年次総会において、IOMの会計手法を国際公会計基準(IPSAS)に沿ったものにするため会計規則の改定が行われた。 ・内部監査は、加盟国に承認された計画に基づき、IOMの各事務所で定期的に行われている。加盟国への財務状況の説明は、総会、プログラムと財政に係る常設委員会等を通じて行われる。各事業に関する会計報告書は、各拠出国に事業終了後に提出している。 ・IOM加盟国数が1996年から現在までの間に166か国に増加し、IOMの活動が著しく拡大する中、IOMはジュネーブ本部機能の一部を(コストがより安い)パナマやフィリピンに移転する等の機構改革を行うことにより、経費削減に最大の努力を行ってきている。 ・2009年から大規模な組織改革に取り組んでおり、2010年から2011年に新たな組織体制に移行した。具体的には、2011年7月、地域事務所数の大幅削減(計18か所→計8か所)等により、事業管理費は極めて低いレベル(同年の全支出の7%)に抑制された。 ・事業計画書及び報告書の承認プロセスを改定し、国事務所及び地域事務所でのレビュー及び承認がより多く行われるようになったことにより、事業実施現場に近いところで事業管理プロセス全体を効率的に把握することが可能となった。 ・外部監査及び内部監査ともに、その監査結果については関連部署が必要な改善措置をとっている。 ・2015年10月、危機管理に関する内部監査が行われ、より効果的な危機管理を行うため、危機管理に関する国際基準であるISO31000:2009に則った措置がとられることになった。 ・毎年危機管理調査を行い、調査結果の報告は、監査及び監督委員会(AOAC)に提出され、加盟国にも報告が行われる。 ・IOM要人訪日の際等、IOM加盟国の立場から適切な管理予算の運用等の働きかけを行っている。
II 当該機関等と日本との関係について	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	・IOMはボスニア・ヘルツェゴビナで難民や国内避難民だった住民を対象に、社会統合支援を行い、教育による差別や紛争の防止、地雷・不発弾等への対応、平等な就業機会・所得創出・職業訓練の提供に貢献したり、コスタリカとパナマのコーヒー農園で働く短期移民を対象に、自立支援を行い、移民の権利を保護して彼らの社会的境遇を改善することに貢献するなど日本の重要外交課題である人間の安全保障の現場での実践に大きく貢献している。 ・日本が重視する「人道支援と開発支援の連携」の中で移民に対する支援や日本が二国間で支援を行うことが困難である国等での支援を実施するために、移民支援分野で主導的役割を果たし、紛争地でも支援活動を実施しているIOMと協力することは必要不可欠。同じく日本が重視する女性支援分野においても、IOMは、女性帰還民の社会統合支援などの女性支援案件積極的に実施しており、引き続きIOMを支援することが適当。 ・在外邦人の安全確保に関し、2016年2月には、海外で緊急事態が発生し、在外邦人の退避が必要となった場合に、IOM側が日本の要請に基づき、個別具体的な状況に応じてチャーター機等の手配を含む輸送手段の調整、出国にかかる各種手続支援等の緊急退避支援を提供するための協力覚書の署名が行われた。これは、不安定な国・地域に居住する在留邦人の安全確保に大きく資するものである。 ・主要ドナーである日本が拠出を減額した場合、難民・避難民等への支援が滞るとともに、人間の安全保障の浸透が困難になりかねない。 ・イラク、イエメン、アフガニスタン、南スーダンなどの紛争等が生じており、日本が二国間で支援を行うことが困難である国等に対する人道支援の実施については、日本のみでは効果的・効果的な支援が困難な場合があり、IOMによる支援は、日本の二国間支援を補完する重要な手段となっている。 ・日本の拠出金の活用に関する意見(有効的な活用、定量的な数値を含む支援実績の報告、日本の支援のビジビリティの確保等)について、IOMからの要人訪日、IOM駐日事務所等との意見交換などの機会に伝え、これは適切に反映されてきている。 ・現事務局長は、2008年の就任以来毎年訪日し(計11回)、政務及び外務省幹部と政策協議等を重ね、緊密な関係を構築・維持。 ・日本は、IOM総会(年1回)に出席し、日本の政策を発信し、決定承認プロセスへ参加する等、日本のプレゼンスを積極的に確保しているほか、プログラム・財政常設委員会(年2回)においても日本の意見を反映させている。 ・官民連携分野では、アフリカにおける人道支援等の実施に際し、IOMの日本人職員の協力により日本の民間企業との連携案件(国内避難民支援・女性支援 分野における日本企業製のソーラーランタンの活用など性暴力抑止に資する支援。)が実現。 ・国連の調達に関心のある日本企業を対象にした外務省主催の「国連ビジネス・セミナー」(2016年4月)にIOMも参加し、企業との協力関係構築に尽力。2017年6月の同セミナーにも参加した。 ・日本の支援による案件実施に際しての日本企業の技術の活用について要人往来の際等に働きかけた結果、補正予算案件ではあるが日本企業の技術活用が実現している(国境管理案件における日本製の認証システムの活用。)

4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	・IOMにおいては、日本人職員（専門職員以上）が23名おり（全職員数に占める日本人職員の割合は1.8%）、そのうちIOMにおける意思決定に関与する幹部クラス（Dレベル以上）は1名いる（全体の幹部職員に占める割合は2.4%）。前年同期比では、日本人職員（専門職員以上）は20名から23名に推移しており、日本人職員の幹部職員数は前年（1名）維持。 ・スウィング事務局長は日本人職員の増強に非常に力を入れており、事務局長就任（2008年）以降日本人職員数が着実に上がっている（2008年時点における日本人職員数（専門職員以上）は13名。 ・IOMは上述のとおり、2016年国連機関となり、国連機関としての日本人職員を含めた職員の雇用が開始されたばかりであるが、今後更に日本人職員が増加することが期待される。 ・現在は、日本人職員がアジア太平洋地域担当事務局長上級顧問（D1）をつとめるほか、本部事業緊急対応部や中東やアフリカの事務所にも日本人職員がおり、日本が支援を実施している地域や分野に日本人職員が配置されている。 ・意思決定機関は、総会並びにプログラム及び財政に関する常設委員会であり、日本は加盟国としてどちらにも参加し、日本の意向を反映させている。 ・IOMは、採用ミッションを日本に派遣し（2013年11月）、応募者に対する面接等を実施し、面接合格者は、IOMのロスター（人材プール）に登録された。 ・2016年9月に国連関係機関になって以降は、IOMは、国連の人事採用ミッションにも参加するようになり、同年には、国連事務局と外務省国際機関人事センター主催による国連機関合同就職説明会にIOMの本部採用担当者が参加。日本人職員増強の観点からの効果が期待される。 ・スウィング事務局長訪日時のハイレベル表敬及び局幹部との意見交換、ジュネーブにおけるIOM要人と我が方政府代表部との意見交換、駐日事務所との意見交換等の機会を捉えて、積極的に働きかけを行ってきており、これが日本人職員の雇用、昇進、配置換え等を通じた日本にとって重要な分野における有能な日本人職員の活用に結びついている。
5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	以下のとおりPDCAサイクルが確保されている。 PLAN: 加盟国に義務的に課される分担金（管理予算）が国連の分担率に準拠しIOM総会で決定。 DO: 予算を拠出し、モニタリング（IOM本部を通じた報告）。 CHECK: 最終報告を踏まえ外務省が確認・評価。 ACT: 在ジュネーブ日本政府代表部とIOM本部の間での意見交換やIOM側幹部訪日等を通じて、問題点の指摘やより効率的な案件選定に向けた検討。 ・上記の“ACT”に加え、IOM加盟国として、毎年11月頃（定期的）に開催される総会等の機会を通じて、分担金のより効率的な活用の要望を表明し、次会計年度の予算案に反映されるよう働きかけている。
担当課室名	緊急・人道支援課